

久留米市公告 第282号

令和9年度久留米市庁舎外36施設電力供給について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年10月6日

久留米市長 原口 新五

1. 入札に付する事項

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 件名 | 令和9年度久留米市庁舎外36施設電力供給 |
| (2) 仕様 | 仕様書（別添）のとおり |
| (3) 需給場所 | 仕様書（別添）のとおり |
| (4) 需給期間 | 仕様書（別添）のとおり |
| (5) 予定価格 | 374,008,526円（消費税及び地方消費税を含む） |
| (6) 電力供給条件等 | 仕様書（別添）のとおり |
| (7) 予定契約電力 | 仕様書（別添）のとおり |
| (8) 予定使用電力量 | 仕様書（別添）のとおり |

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書（様式1）の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税

イ アを除く福岡県内 県税

- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 履行開始日から送電をすることが可能な者であること。

3. 契約条項を示す場所

『12. 問い合わせ先（事務局）』及び市ホームページ

4. 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。また、エ、オは提出締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

（1）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けた者であることを証する書類の写し

ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式2）

エ 登記事項全部証明書（個人事業主にあつては、身分証明書）

オ 次に掲げる、入札参加者の所在地区分別及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分			税区分	納税等証明書	
			税目	法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税に滞納がない証明

(2) 提出期限

令和8年11月20日（金）17：00まで

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9：00から17：00まで。

(3) 提出先（宛先）

『12. 問い合わせ先（事務局）』

(4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書（様式1）を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を令和8年12月11日（金）までにメールにて連絡し、文書により通知する。

5. 入札方法

入札参加資格確認通知書で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに4.（1）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

(1) 提出書類

ア 入札書（様式3）

イ 入札金額内訳明細書（様式4）

(2) 提出期限

令和9年1月14日（木）17：00まで

(3) 提出先（宛先）

『12. 問い合わせ先（事務局）』

(4) 郵送方法

① 封筒記入例（参考1）を参照のうえ、封筒表面に「入札書在中」と朱書きして、件名及び宛先を記入し、裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

② 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(5) 入札に関する注意事項

- ① 入札金額内訳明細書（様式4）には、月別予定使用電力量（別紙1－2）に示す1年当たりの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、各社において設定する予定契約電力に対する1ヶ月ごとの1キロワット当たりの基本料金単価及び予定使用電力量に対する1キロワットアワー当たりの従量料金単価を記載し、各施設の基本料金及び従量料金を合算した料金の総計を算出すること。なお、各施設の総計は、予定価格内訳明細書（別紙2）の各施設の総計以下とすること。
- ② 入札書（様式3）に記載する入札金額は、①にて算出した入札金額内訳明細書（様式4）の入札金額とし、燃料費調整単価、市場価格調整単価及び離島ユニバーサルサービス調整単価並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金は加算しないこと。なお、入札金額は消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、消費税及び地方消費税相当額を控除した金額とする。
- ③ 入札金額内訳明細書（様式4）は押印のうえ、入札書（様式3）とともに封筒に同封して提出すること。

6. 開札

- (1) 日時：令和9年1月15日（金）8：45
- (2) 場所：久留米市庁舎 11階 会議室
- (3) 立会：入札者のうち立会希望者（入札参加資格確認申請書（様式1）に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
- (5) 落札結果の通知
開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページにて公表する。
- (6) 入札辞退
入札参加資格確認申請書（様式1）を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに書面にて届け出なければならない。

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。規則第7条による減免を希望する場合は、必要書類を入札参加資格確認申請書（様式1）とともに提出すること。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第27条に該当する場合は、減免する。

8. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 入札金額が予定価格を超えるとき。

ウ 所定の場所及び日時までに入札書（様式3）及び入札金額内訳明細書（様式4）が提出されないとき。

エ 入札書（様式3）に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。

オ 入札書（様式3）に記載された事項に誤字、脱字等があつて必要事項を確認できないとき。

カ 入札書（様式3）及び入札金額内訳明細書（様式4）に入札者の記名押印がないとき。

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

9. その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から令和8年10月27日（火）17：00まで

② 受付場所：『12. 問い合わせ先（事務局）』

③ 質問の提出方法：

質問事項を質問書（様式5）に記載し、FAX 又はメールにより提出し、電話にて到達を確認すること。電話での質問は受け付けない。

④ 質問に対する回答：

令和8年11月11日（水）までにメールにて回答する。また、必要に応じて市ホームページにて公表する。

(2) 契約締結日

落札者は、令和9年1月21日（木）までに契約締結の手続きを行うこと。

10. 支払いに関する事項

落札者は、毎月1日の0時に計量器に記録された値を読み取り、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を基に、落札者の定める任意様式による請求書により、電気料金の支払いを電気料金請求書送付先一覧（別紙3）に示す送付先に請求するものとする。

11. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

(7) 入札者は、燃料費調整単価、市場価格調整単価及び離島ユニバーサルサービス調整単価並

びに再生可能エネルギー発電促進賦課金を除き、一切の諸経費を含めた契約金額を見積もること。

1 2. 問い合わせ先（事務局）

久留米市 都市建設部 設備課 田原・相園

住所：〒830-8520 久留米市城南町1 5 番地3

電話：0 9 4 2－3 0－9 2 3 3

FAX：0 9 4 2－3 0－9 7 0 7

メール：setsubi@city.kurume.lg.jp